

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年4月19日付け令和6年北海道十勝総合振興局告示第1004号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道十勝総合振興局長 野口 正浩

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車（森林室）1台（交換契約により貨物兼自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 別紙仕様書のとおり。

#### (3) 納 入 期 限 令和6年10月15日（火）

#### (4) 納 入 場 所 北海道十勝総合振興局森林室（十勝郡浦幌町字東山町10-23）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

#### (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

#### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

#### (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

#### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の（4）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和6年4月19日（金）から同年5月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道十勝総合振興局総務課需品係

#### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課需品係

### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道十勝総合振興局総務課需品係）

(2) 入 札 日 時 令和6年5月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

### 7 開札に立ち会う者に関する事項

#### (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

#### (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### (2) 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある

### 9 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和6年4月5日付け北海道十勝総合振興局告示第1002号

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとし、入札参加者のうち入札金額が最低である者から見積書を徴する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格設定していない。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額（10%）を含めた額とすること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係

イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

ウ 電 話 番 号 0155-27-8508

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

ア 自動車重量税、自賠責保険料（25か月）及びリサイクル費用の預託金は、入札価格には含まれない（交換により道が引き渡す自動車を除く）。

なお、自動車重量税は契約の相手方が代行して納付し、自賠責保険契約を締結し、及びリサイクル費用の預託等を代行すること。当該契約の履行後に、道が契約の相手方に契約金額とともに支払う。

イ 道路運送車両法の保安基準により取付を義務づけられている装置については、当然取り付けられているものであること。

ウ 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

エ 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。